

協議第4号

新市の事務所の位置について、次のとおり協議する。

平成15年1月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市の事務所の位置について

合併協定項目4 . 新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

新市の事務所の位置は、小委員会で審議の上、案を作成して、協議会で決定する。

参考資料：別紙のとおり

参考資料

協定項目	4	新市の事務所の位置について
調整方針	新市の事務所の位置は、小委員会で審議の上、案を作成して、協議会で決定する。	
根拠法令	地方自治法 〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとする時は、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。 〔支庁・地方事務所・支所等の設置〕 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。 3 第4条2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。	
任意協議会での協議結果	本庁舎・支所の位置と役割分担について （1）本庁舎の位置は、法定協議会で決定する。 決定にあたっては、交通の利便性、そして当該住民の利便性を考え、さらには新市のまちづくりの方向性などを踏まえ、慎重に、かつ総合的に判断して行うことが適切と考えられる。 なお、合併時には、出雲市の庁舎を仮の本庁舎とする。 （2）本庁舎と支所をネットワーク化することとし、支所については、既存の庁舎の活用を図り、全体として一体的なネットワークを形成するものとする。 本庁舎では、各行政分野の政策的な企画調整業務を行う。他方、支所については、住民生活の利便性を考え、その役割・機能について総合的かつ適切に検討していく。	

合併時の 庁舎の利 用方式	方 式	概 要	メリット	デメリット
	本庁方式	(本庁舎を新築する場合) ・ 7 市町の機構組織を 1 ヲ所に集約 ・ この場合、他の庁舎は、支所、出張所となる	・ 事務が効率化 ・ 新市誕生の印象が強い	・ 多額の建設費 ・ 周辺地域のサービス低下が心配
		(既存庁舎を活用) ・ 1 市町の庁舎をそのまま、又は増改築し機構組織を 1 ヲ所に集約 ・ この場合、他の庁舎は、支所、出張所となる	・ 事務が効率化 ・ 経費が少ない	・ 周辺地域のサービス低下が心配
	分庁方式	・ 7 市町の各庁舎に機構組織（行政機能）を振り分け 例 ○ ○ 市 → 財政課 ○ ○ 町 → 産業課 ○ ○ 町 → 住民福祉課 など	・ 経費が少ない	・ 行政窓口が分散し利用に不便 ・ 行政効率の低下
	総合支所方式	・ 管理部門、事務局部門を除き、現在の 7 市町の庁舎における行政機能をそのまま残す方式	・ 現状とほとんど変わらず違和感がない	・ 庁舎維持管理、職員数は合併前と同様であり合併による事務の効率化が実現できない ・ 一体感が醸成されない
先進事例	〔先進合併市町村〕＊新設合併事例から			
	新市の名称 (合併市町村数)	合併年	調整方針（小委員会時に詳細提示）	
	さいたま市（４） 本庁方式	H13	1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。 2 将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。 3 将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。	

先進事例 (つづき)	新市の名称 (合併市町村数)	合併年	調整方針(小委員会時に詳細提示)
	西東京市(2) 分庁方式	H13	1 新市の事務所の位置は、田無市〇〇番地とする。 現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。 当面、新庁舎の建設は行わず、保谷市役所に都市整備部、教育委員会等を配置。(庁舎間に連絡バス運行)
	篠山市(4) 本庁方式	H11	1 新町事務所は、篠山町〇〇番地とする。 任意協議会の段階で事務所の位置を決定。その他の庁舎は支所(地方自治法上の出張所)とする。
	その他		北上市は合併後の庁舎建設位置、建設年次を確認。 あきる野市は当分の間分庁方式とし、合併後建設。 ひたちなか市は分庁方式で、新庁舎建設の計画なし。
小委員会 検討事項	☐ 小委員会検討事項及び手順 1 新市の事務所の取扱いについて、 本庁・支所(出張所)方式 分庁方式 総合支所方式 のいずれの方式を基本とするかを検討する必要がある。 2 ~ のいずれを選択した場合においても、合併特例法の適用期限が平成17年3月31日であることから、新市の事務所をこの期限までに建設することは現実的ではないため、当面の本庁舎(事務所の位置)をどうするか検討する。 3 ~ いずれを選択した場合も、それぞれの庁舎の基本的な機能、役割分担をどうするか検討する必要がある。 4 及び を選択した場合は、基本的に現在の庁舎活用で対応可能であるが、 の本庁舎・支所方式を選択した場合は、合併後に本庁舎の建設あるいは増改築を行うかどうか、また、本庁舎以外の庁舎の活用方法について検討する必要がある。仮に、合併後の一定の時期に建設するとした場合は、その時期・建設場所をどうするか検討する必要がある。 ☐ 考えられる検討データ 1) 各市町庁舎の現況 2) 各市町の距離関係(各市役所、役場を各市町の中心として) 3) 各市町の官公署、公共施設、店舗、学校の配置状況 4) 類似団体職員数と本庁舎の規模事例 5) 最近の庁舎建設の先進事例(規模、建設費、補助制度) 6) 財政推計データ		